

放射能測定結果の取扱いについて

令和 7 年 8 月に開催した環境専門部会で御審議いただいた令和 6 年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果（案）において、海産生物の「タコ」の Cs-137 濃度が 0.027Bq/kg 生となり、過去の最大値 0.026Bq/kg 生を超過した事例を踏まえ、環境試料の放射能測定結果が、過去の測定範囲を超過した場合の再測定等の対応方法を示すよう御指摘をいただいたことから、以下のとおり今後の対応方法（案）を取りまとめた。

1 本県のこれまでの対応状況

これまで過去の測定範囲を超過した試料については、個別に妥当性等の確認を実施しており、具体的には天然の放射性核種のピークのずれや試料の回収率が適切かを確認していたところ。

しかしながら、本県において明確な対応方法や規定は設けていなかった。

2 他道府県の状況

原子力施設等放射能調査機関連絡協議会に加盟の 16 道府県の対応状況は以下のとおり。

過去の測定範囲を超過した場合の対応		対応に係る規定等有無	
再測定等を実施	8	規定等あり	3
		なし	5
都度、再測定等実施の可否を検討	8	規定等あり	2
		なし	6

3 今後の対応方法（案）

<基本的な考え方>

- (1) 過去の測定範囲を超過した場合は、再測定を実施する。
- (2) なお、再測定に際して、分析操作の再確認（試料採取、前処理状況、機器入力設定）を実施する。
- (3) 再測定結果の取扱い
測定値の再現性が確認された場合は、当初の測定値を採用する。
- (4) 上記取扱いを、各標準作業要領書に反映する。

4 今後の対応方法（案）フロー

